

# 令和4年度 あま市地域防災計画の修正要旨

## I あま市地域防災計画の修正の根拠

あま市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正はあま市防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）。

## II 本年度の主な修正事項

### ① 5.30 修正

#### 1. 災害対策基本法の改正

- (1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について  
..... P 2
- (2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について ..... P 2

#### 2. 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

- (1) 名古屋市への事務委託について ..... P 3

#### 3. 安否不明者等の氏名公表について

- (1) 安否不明者等の情報収集及び氏名公表について ..... P 4

### ② 10.31 修正

#### 1. 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

- (1) 消防団員等が参画した防災教育 ..... P 6
- (2) 避難所等における各種対策 ..... P 7
- (3) 防災関係機関相互の連携 ..... P 8
- (4) その他の修正 ..... P10

① 5.30 修正

1. 水防法等の改正を踏まえた修正について

(1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について

水防法等の改正に伴い、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能となったことについて、記載を追加した。

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策

■風水害等編 (P35)

| 現行                      | 修正案  |
|-------------------------|--|
| <b>第3節 浸水想定区域における対策</b> | <b>第3節 浸水想定区域における対策</b>  |
| 3 浸水想定区域のある区域における措置     | 3 浸水想定区域のある区域における措置<br>(4) <u>市長の助言・勧告</u><br>市長は、 <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u> |

(2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて、記載を追加した。

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策

■風水害等編 (P35)

| 現行  | 修正案   |
|---|---|
| <b>第3節 浸水想定区域における対策</b>   | <b>第3節 浸水想定区域における対策</b>   |
| 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置<br>(2) 訓練の実施<br>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 | 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置<br>(2) 訓練の実施<br>要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告 |

## 2. 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

### (1) 名古屋市への事務委託について

本県の防災力の向上を図るため、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、愛知県が所有する防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防ヘリコプター 2 機（ひでよし・のぶなが）と一体的に運用することについて記載を追記した。

#### <修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第5章 救出・救助対策
- 地震・津波編 第3編 第5章 救出・救助対策

#### ■風水害等編 (P149)

| 現行   | 修正案  |
|--|--|
| <b>第2節 愛知県防災ヘリコプターの活用</b>  | <b>第2節 航空機隊の活用</b>   |
| <p><b>1 県防災ヘリコプターの活動内容</b></p> <p><del>防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。</del></p> <p>(7) その他<del>防災ヘリコプター</del>による災害応急対策が有効と認められる活動</p> <p><b>2 防災ヘリコプターの出動要請</b></p> <p>(1) 出動の範囲</p> <p>市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合には、<del>知事</del>に対して<del>県防災ヘリコプター</del>の出動を要請するものとする。</p> <p>ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合</p> <p>ウ その他救急救助活動等において、<del>県防災ヘリコプター</del>による活動が最も有効な場合</p> <p>(2) 出動要請方法</p> <p>市長は、<del>防災ヘリコプター</del>の応援要請をするときは、あらかじめ<del>県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)</del>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<del>知事</del>に提出する。</p> <p>(3) 緊急時応援要請連絡先</p> <p><del>県防災安全局消防保安課防災航空グループ</del><br/>電話 <del>0568-29-3121</del></p> <p><del>FAX 0568-29-3123</del></p> <p><del>(4) この項に定めるもののほか、県防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び</del></p> | <p><b>1 航空機隊の活動内容</b></p> <p>航空機隊は、航空機の特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。</p> <p>(7) その他航空機による災害応急対策が有効と認められる活動</p> <p><b>2 航空機隊の出動要請</b></p> <p>(1) 出動の範囲</p> <p>市長は、次のいずれかに該当し、航空機隊の活動が必要と判断した場合には、<u>名古屋市消防長</u>に対して<u>航空機隊</u>の出動を要請するものとする。</p> <p>ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合</p> <p>ウ その他救急救助活動等において、<u>航空機</u>による活動が最も有効な場合</p> <p>(2) 出動要請方法</p> <p>市長は、<u>航空機隊</u>の応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>、<u>名古屋市防災指令センター</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<u>名古屋市消防長</u>に提出する。</p> <p>(3) 緊急時応援要請連絡先</p> <p><u>名古屋市消防航空隊</u> 電話 <u>0568-54-1190</u></p> <p style="text-align: right;">F A</p> <p><u>X 0568-28-0721</u></p> <p><u>名古屋市防災指令センター</u> 電話 <u>052-961-0119</u></p> |

| 現行   | 修正案                                 |
|--|-------------------------------------|
| <del>「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」<br/>の定めるところによる。</del> | <u>F A</u><br><u>X 052-953-0119</u> |

■地震・津波編 (P133)

| 現行   | 修正案   |
|--|---|
| <b>第2節 <del>愛知県防災ヘリコプター</del>の活用</b>   | <b>第2節 <u>航空機隊</u>の活用</b>   |
| 詳細については、風水害等災害対策計画 第3編 第5章 第2節「 <del>愛知県防災ヘリコプター</del> の活用」の定めるところによる。(P148) | 詳細については、風水害等災害対策計画 第3編 第5章 第2節「 <u>航空機隊</u> の活用」の定めるところによる。(P148) |

**3. 安否不明者等の氏名公表について**

(1) 安否不明者等の情報収集及び氏名公表について

安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度整理された「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて、記載を追加した。

**<修正箇所>**

- 風水害等編 第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報
- 地震・津波編 第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■風水害等編 (P120)

| 現行   | 修正案  |
|--|--|
| <b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>   | <b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>   |
| <b>1 市の措置</b><br>(3) 行方不明者の情報収集<br>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。 | <b>1 市の措置</b><br>(3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集<br>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で <u>安否不明者</u> ・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、 <u>安否不明者</u> ・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。 |

■地震・津波編 (P124)

| 現行   | 修正案  |
|--|--|
| <b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>   | <b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>   |
| <p><b>1 市における措置</b></p> <p><del>(5)</del> 行方不明者の情報収集</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。</p> | <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(4) <u>安否不明者</u>・行方不明者の情報収集</p> <p>検索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で<u>安否不明者</u>・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者</u>・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。</p> |

② 10.31 修正

1. 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(1) 消防団員等が参画した防災教育

幼い頃から、自らの安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記した。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上
- 地震・津波編 第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■風水害等編 (P85)

| 現行   | 修正案   |
|--|---|
| <b>第3節 防災のための教育</b>  | <b>第3節 防災のための教育</b>   |
| <p><b>1 市及び県（教育委員会）における措置</b></p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。</p> <p>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> | <p><b>1 市及び県（教育委員会）における措置</b></p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。</p> <p>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p> |

■地震・津波編 (P101)

| 現行   | 修正案  |
|--|--|
| <b>第3節 防災のための教育</b>  | <b>第3節 防災のための教育</b>  |
| <p><b>1 各学校等管理者における措置</b></p> <p>(3) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充</p> | <p><b>1 各学校等管理者における措置</b></p> <p>(3) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充</p> |

| 現行  | 修正案  |
|---|--|
| <p>実施し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> | <p>実施し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u></p> |

## (2) 避難所等における各種対策

指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正した。

また、市及び県が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記した。

### <修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
- 地震・津波編 第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■風水害等編 (P68)

| 現行   | 修正案   |
|--|---|
| <b>第1節 避難所の指定・整備等</b>  | <b>第1節 避難所の指定・整備等</b>   |
| <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<del>再</del></p> | <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再</u></p> |

| 現行     | 修正案                                     |
|--------|---|
| 家発電設備等 | <a href="#">生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</a> |

■風水害等編 (P155)

| 現行  | 修正案   |
|---|---|
| <b>第2節 防疫・保健衛生</b>  | <b>第2節 防疫・保健衛生</b>  |
| <b>2 栄養指導等</b><br>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 | <b>2 栄養指導等</b><br>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <a href="#">また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</a> |

■地震・津波編 (P76)

| 現行   | 修正案  |
|--|--|
| <b>第1節 避難所の指定・整備等</b>  | <b>第1節 避難所の指定・整備等</b>  |
| <b>1 市における措置</b><br>(2) 指定避難所の指定<br>ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<br><br>(3) 避難所が備えるべき設備の整備<br>ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <del>自</del><br><span style="color: red;">家発電設備等</span> | <b>1 市における措置</b><br>(2) 指定避難所の指定<br>ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <a href="#">なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</a><br><br>(3) 避難所が備えるべき設備の整備<br>ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <a href="#">再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</a> |

(3) 防災関係機関相互の連携

県として多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築することや、市及び県において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、市、県及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記した。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）



を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記した。

**<修正箇所>**

- 風水害等編 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
- 地震・津波編 第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■風水害等編 (P55)

| 現行  | 修正案  |
|---|--|
| <b>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</b>   | <b>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</b>  |
| <p><b>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p>市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> | <p><b>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>ア 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防排行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> |

■地震・津波編 (P65)

| 現行  | 修正案   |
|---|---|
| <b>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>  | <b>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>  |
| <p><b>1 市、県（防災安全局、建築局、関係局）及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> | <p><b>1 市、県（防災安全局、建築局、関係局）及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> |

| 現行  | 修正案  |
|---|--|
| <p>市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> | <p><u>ア</u> 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> |

#### （４）その他の修正

従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追記した。

#### <修正箇所>

■風水害等編 第3編 第2章 避難行動

#### ■風水害等編 (P114)

| 現行  | 修正案   |
|---|---|
| <p><b>第2節 避難情報</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難情報の発令</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風による大雨発生</p> | <p><b>第2節 避難情報</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難情報の発令</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等</p> |

| 現行  | 修正案  |
|---|--|
| 等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 | による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 |

市において、避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーを追記した。

|   |
|---|
| <p><b>&lt;修正箇所&gt;</b></p> <p>■風水害等編 第3編 第2章 避難行動</p> <p>■地震・津波編 第3編 第2章 避難行動</p> |
|---|

■風水害等編 (P114)

| 現行   | 修正案   |
|--|---|
| <p><b>第2節 避難情報</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 知事等への助言の<b>要求</b></p> <p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> | <p><b>第2節 避難情報</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 知事等への助言の<b>要請</b></p> <p>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p> |

■地震・津波編 (P120)

| 現行  | 修正案   |
|---|---|
| <p><b>第2節 避難の指示</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(3) 知事等への助言の<b>要求</b></p> <p>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台<b>又は</b>中部地方整備局<b>若し</b>は知事に対し助言を求めることができる。</p> | <p><b>第2節 避難情報</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(3) 知事等への助言の<b>要請</b></p> <p>市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、<u>中部地方整備局</u><b>又は</b>知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p> |